

報告書（座長案）＜3月27日第9回委員会 資料1＞からの主な変更箇所

第4章について、委員会での議論に基づき野城委員の意見（第9回委員会 資料1-2）をベースに再構成するとともに、全体を通じて一般の方が読むことを前提に「分かりやすく、簡潔に」を旨として修正を行ったほか、第9回委員会における意見、その後提出された意見による主な変更箇所は、以下のとおり。

なお、委員の名前のないものは、座長の意見に基づく変更です。

第1章（P. 5～P. 8）

（1）構造計算書偽装問題の概要

○ 大河内委員からの

- ・ 建築基準法は最低基準
- ・ 構造計算プログラムは建築士の考えで違う値が出る
- ・ 建築確認機関の確認事項

など一般には知られていない事項について専門家との情報格差を埋めるために記述が必要との意見に基づき、柱書きとx)を追加。

○ 小谷委員からの意見に基づき、構造計算方法に関するx)の記述を追加。

（2）構造計算書偽装問題が国民に与えた影響

○ 小谷委員からの意見に基づき、建築士、元請け建築事務所に関する記述を追加。

○ 売り主、施工者については、特定が可能なため会社名を記述。

○ 売り主（(株)ヒューザー）が偽装に関与した疑いがあることについては、追加的な情報もなく、記述する必要がないと判断して削除。

○ 山田委員からの意見に基づき、マンションの売り主の品確法による責任と施工者の契約上の責任を明確化。

第2章（P. 9～P. 14）

（1）構造計算書偽装問題の構造

（2）構造計算書偽装問題の背景

○ 以下の考えにより表題と記述（② 建築確認に対する国民の理解のズレ）を変更。

- ・ 建築確認制度、建築士制度という両制度が変質したのではなく、制度と運用実態の乖離と認識すべき。
- ・ 制度と運用実態との乖離及び建築確認制度に対する国民の理解のズレを分けて記述すべき

○ 資料1の「② 戦後の半世紀における建築社会の変貌への対応」について、前半部分を「③ スクラップ・アンド・ビルド型の建築の認識」として第

2章(2)に、後半部分を第3章の「(1) これからの建築社会と基本的課題」に分けて記述。

第3章 (P. 15～P. 25)

(1) これからの建築社会と基本的課題

- 資料1の「② 戦後の半世紀における建築社会の変貌への対応」の後半部分を記述。(再掲)

(2) 建築主の役割と建築設計システムの改革

- 座長及び和田委員からの意見に基づき、職能団体による継続教育の実例として、「専攻建築士の制度」及び「建築構造士の制度」の記述を追加。
- ③の表題を内容に合わせて「構造設計者の地位の向上」に変更。
- 「④ デベロッパーの役割」に、提言内容を追加するとともに、井出委員、野城委員からの意見に基づき、業界団体の取り組み内容を具体的に記述。また、小谷委員、畷委員からの意見に基づき、消費者が構造安全性について納得してマンションを購入できるよう説明会の実施などについて記述を追加。

(3) 建築確認・検査制度の見直し

- 「② 特定行政庁と指定確認検査機関との役割分担」に記述していた横浜市の運用に対する見解について、委員会の検討対象と直接関係がないという井出委員からの意見に基づき削除。
- 野城委員からの意見に基づき、資料1の第4章で記述していた事件発覚後における特定行政庁の大臣認定プログラムに対する運用についての記述を「③ 構造計算プログラムの改善」に移動。
- 「⑤ 建築主事制度の見直し」について、山田委員からの意見に基づき、見直しの内容を具体的に記述するとともに、小谷委員からの意見に基づき、特定行政庁の体制の充実に関する記述を追加。

(4) 施工体制の整備

(5) 流通市場の整備と消費者保護

- 「① 住宅性能表示制度の充実等」について、山田委員からの意見に基づき、③から①とし、耐震等級の具体例、性能表示制度の利用メリットを追加するなど内容を充実。
- 畷委員からの意見に基づき、「② 履歴管理(トレーサビリティ)の確保」について、中古住宅市場の整備の観点から記述。
- 「③ 品確法の瑕疵担保制度の実効性の向上」のノンリコースローンに関する記述について、1機関だけのヒアリングで方向性を明確にすることは適当でないという野城委員からの意見に基づき修正するとともに、和田委員からの意見に基づき、瑕疵担保責任保険を義務化すべきでないとする意見

を追加。

- 山田委員からの意見に基づき、「④ 「青田売り」の課題」について、買い主の危険負担について具体的に記述。
- 穂山委員、大河内委員、小谷委員、嵩委員、野城委員からの意見に基づき、「⑤ マンション購入者の保護」を新設し、マンション購入者に対する保護制度の創設、不動産購入者に対する支援サービス、不動産購入者の自己責任などについて記述。

第4章（P. 26～P. 34）

（1）事態の把握方法について

- 通報のあった情報の扱いについて、改善提案を具体的に記述。
- 野城委員からの意見に基づき、常設の専任部署・専任者の配置の検討についての記述を追加。
- アスベスト問題の教訓を踏まえた対応として、建築士等による設計図書の自主的な保存について記述。
- 国土交通省の実施するサンプル調査を踏まえ、事前防止の重要性について記述するとともに、井出委員からの意見に基づき、独禁法の課徴金減免制度に類似した調査の実施について記述を追加。
- イーホームズ（株）の国土交通省への通報の評価については、意見の一致を見なかったため削除。

（2）リスクの除去、軽減など

- 改善提案を具体的に記述。

（3）住民などのリスクを抱える当事者の支援

- 被害者の救済を公的に行う場合の情報発信について具体的に記述。

（4）情報提供：建築主・所有者及び関係者への周知説明・公表の方法及びその時期等

- リスクの存在が明らかになった場合の公表の仕方の教訓について記述